

取斗島

土事

浄島

發付

校合

九月廿日

年月日

主務

立案者

大臣

次官

逐電案

正トクローハハナナ午前十時五分横濱明湾
ヲ渡シ神戸航行ノ途中九州大島ニ於テ岩
礁ニ流サレ難破ニ罹レリ最モ悲シクハオスマン
パレヤ外五白八十六人死没ナリ海軍ハ早於テ

0754

33

海軍の生存者接収中より海軍大臣
ノ意ヲ表ス

二十三年九月廿一日 日如海軍大臣

土身海軍大臣

海軍

39



東京電信局

三三

あつて
あつて
あつて
あつて
あつて

あつて

あつて

バート
セル
コ
グ
ン
カ
ン
ハ
サ
ル
ニ
コ
グ
ン
カ
ン
ハ
サ
ル
ニ
コ
グ
ン
カ
ン
ハ
サ
ル

あつて

土庫後軍船の去八十五日午前十一時
五十分六浦子、じきに神大の向接
鑑

あつて

あつて



Delivery Form

Imperial Government Telegraphs

D

Words 22/24

No 1021

Given in at

Yokohama

Date

20-9-1908

Time

8h. 30 min

*perca 10.52 am
19/9/90 retransmitted
from Yokohama Station
collect 1.20 sen*

toicho 20-9-90

Date 18

Ministre Marine du Japon
Tokio

je prie votre Excellence me telegraphier
quand Entogroul parti et ou se
trouve actuellement

Ministre Marine
Hassan

現在トクモルニ在何処歟
現今何地ニ在ル中電報ヲ送ル

日本海軍大臣

40

0757

大嶋一向ヶ桑付

土事

淨馬

發行

校合

九月廿

年月日

主務

立案者

大臣

次官



直ニ神戸ニ回航シ病者ヲ載セテカエレ

九月二十

海軍大臣

八重洲長

母

頁

大臣次官参謀部長 高木鑑盛
宮内省 外務省 内務省 一寫送付セリ

九月二十午午後五時十分 甚く静者

沖戸八重山 飛長三浦ヨリ

二十午前十時 横須賀之帆 遠く灘より 暴風五球奉り
因に 二十午前十時 大島より 高々 凡二里ノ所より 土庫其
死体一ツヲ引揚ケ 午前十時 半 大急ニ入ル 破取ノ系
因に 怪ノ岬ヨリ 去ル 東ニ 二里ノ遙キ 比之トシ 口ツドヲ 折リ
進退自由ヲ失ヒ 風ノ為ニ 燈台下ニ 流サレ 岩アツル見
テ 碇ヲ入レシモ 効ナク 取体 岩ニ 三回 打付ケテ 破壊セ
リ 復傷者ニ 二十日 初乙 午 飛多 沖戸ニ 送リ 久ルニア
ル 故埋葬式ヲ行ヒ 急ニ 残リシ 土庫 其人ニ 各々 体ニ
二十午前十時 半 沖戸ニ 白テ 出帆 アトノ 姫 来ハ
秋山寺 祀官ニ 申シ 置ケリ

海軍

44

授 手	期		期 日	時 分	頁 目	報 號
	月	日				
ハ	カ	三	コ	三	二	
エ	ニ	イ	ウ	子	十	
ト	コ	セ	ヒ	イ	カ	
ナ	ニ	リ	ウ	カ	サ	
ン	コ	フ	セ	リ	レ	
エ	ニ	エ	ウ	イ	イ	
エ	コ	ト	ウ	イ	ウ	
マ	ク	ヌ	ウ	イ	レ	
イ	リ	ト	レ	ウ	ン	
ソ	ク	ヤ	ハ	ニ	セ	

日本政府電信通譯

姓	名	字	号	戸		籍	備考
				年	月		
イ	マ	ア	ウ	=	=	=	ウ
イ	エ	ト	ウ	4	X	1	エ
イ	白	ノ	=	エ	イ	エ	キ
イ	キ	エ	山	セ	イ	リ	コ
イ	カ	ケ	ケ	エ	ト	エ	キ
イ	ウ	ウ	ウ	七	エ	コ	コ
イ	ク	=	ウ	エ	ト	ト	ト
イ	セ	ア	ウ	ハ	イ	又	イ
イ	ウ	キ	ス	エ	=	ウ	エ
イ	エ	ウ	ウ	=	ウ	ウ	ウ

人 員 表

人 員 表

日本政務館事務官

57

九月二十三日午後十一時三十分

禄山大江

神皇正統記
仁礼の合巻

八重山神戶に着り破航原因ハ程ノ崎ヲ去ル東ニ
哩ハ程ノ西ニピストロツトナ折進退自由ヲ失ヒ風ノ為
至シタニ流シテ岩アムヲ見テ破テ入レタレモ効ナク
傍岩ニ至テ打付ラレタレ由八重山航長ヲ告知ス

海軍



別紙之由下神戶出居丹波武部官子電
 却方之各出居丹波武部官子電
 明治廿三年九月廿二日

主事者 杉本 深長 三宅 義胤

海軍省

出



出

明治三十三年九月廿一日午後五時發電報

三宮外事課長

丹波式部友

遭難者ハ和田岬ニイリウジヨリ後病院ト
ニ上陸セシム重傷ハマツセハ名尤モ二三口齒
地ニ於テ治療ヲ加ベキ上日医員ノ診察ニ
付其上何分ノ儀上申ニ及ブ

明治廿三年九月廿一日午前九時四十五分發電報

神戸西村方

丹波公部官

宮内省

三宮外事課長

獨逸軍艦今朝六時半土庫格遭難者六十五人ヲ
乗セテ當港ニ着クム助カリタル人負ハ士官六人ヲ
夫六十三人都合六十九人ナリ内二人ハ死骸查メノ為
メ大島ニ残レリ唯今陸揚ノ手筈中

參謀部

裁濟

上事

淨寫

發行

校合

九月廿日

年月日

主務

立案者

大臣 次官

案 電信

土身格患者スベテ神戸ニ於テ治療スルコト更ニ少沙
汰ニ付其旨心得其般ハ其地ニテ何分ノ命令ヲマツヘシ

二十三年九月廿三日

海軍大臣

在神戸

三浦八重山 横長

官房 二七五七号

母 臣

洋
宣

極度愛護を待たぬ電報

土身^其患者ハ神ノニ於テ治癒スルコトニナシ
リハ産山ハ後地ニテ何カノ余令ソマツヤウ相
産シヨリ

二十三年六月廿四日

大臣

刃金忠友

土年格局結名 意重 弟後 行 行 行 行 行
 以 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所
 應 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之
 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也

明治廿二年九月廿三日

室山右兵衛子孫之方之元

海軍大臣子孫梅山堂記殿

53
 53

クワンジャラジケイインニヲクルツゴウイカン

神ノ入堂山

神ノ入堂山

山ノ

山ノ

九、廿三年三月廿七日
神ノ入堂山

毎

車

三浦ハ草山艦長電報

患者送リ方何時ニテモ差支ナシ係ニ管内大臣ヨリ
式部官ニ命令ハ草山傷患者ノトアリ本官ハ
ノ刻令ト相違ノ虞也ニハ縣知事ニ何カノ指
令至急ニ取取付アリ也

着手

局

着

期

時

時

人 信 金

月

大正

十

時

月

日

日

年

第 一 分

日

第 一 報

トモシヒウケ
 ニシエスノチ
 ヲコオヒ
 アウニシヨ
 リシガサムリ
 タアシスチウ
 シルノヘニチ
 ヲケテガ
 ウエチ
 一ヒの女

日本政府電報送達紙
 着 第

(2)

人 信 金

決裁濟

大臣

次官

主事



洋寫

校合



發付

九月四日

年月日

主務



立案者

土身林軍艦遭難事件ニ付三浦八重山艦長
より別紙ニ通及報告候条其段報告候
也

明治三十三年九月廿四日

海軍大臣

官房三十七号

頁一

頁一

内閣總理大臣

洋
信

九月二十日横濱賀出帆後遠州洋ニ於テ非常ノ暴風ニ遭遇シ
 大ニ困難ヲ極ムルト雖モ前途ヲ急クヲ以テ已マズ進航以二十一日午
 前八時三十分大嶋榎野崎ヲ距ル東方大約七海里ノ所ニ土耳其
 人ノ死体漂流スルヲ發見シ直ニ之ヲ引揚ケタルニ右ノ手首ニ仍ホ
 袖ノ殘片ヲ有セリ則チ之ヲ搭載シ大島ニ航進シ午前十時投錨
 ス斯ニ於テ上陸シ郡長村長ノ言フ所ヲ聞クニ左ノ如シ
 生死人員 土耳其人中万死ノ間ニ一生ヲ得タルモノハ六十七人ニシテ
 内士官一名樂長ハ^海神戸ニ先發シ六十五人ハ獨逸軍艦ニ乗組前日
 午後一時大島ヲ發シテ神戸ニ赴キ他ノ二名(其一人ハ宣教師ノ如キモ、
 ニシテ一人ハ卒ナリ)ハ獨逸軍艦ノ發艦期ニ後シテ榎野崎ニ殘留シ
 專ラ死体ノ檢査ニ從事シ居レリ又生存者六十九人中負傷者五

毎

頁

十三名ニシテ重傷者ハ六名トシ他ハ輕傷ニシテ健全ナル者ハ少數ニ過キス

土耳其軍艦遭難ノ時刻 土耳其軍艦ノ難破ニ罹リタルハ土

耳其人ノ云フ所ニ依レハ午後三時半ナリ然レトモ土國ハ時刻歐洲一

般ニ用フル所ト同レカラス土耳其ノ三時半ハ英國ノ九時半ト云フヲ

以テ之ヲ見レハ遭難時刻ハ午後九時半ナルコト推シテ知ルヘキナリ

遭難ノ原因及模様 土耳其人ノ云フ所ニ依レハ初ノ同艦ハ檣野崎

ヲ距ル東方ニ海里ノ邊ニ於テピストンワッドヲ折リ爲ニ進退自由ヲ

失ヒ風力ノ爲メ燈臺ノ下ニ流サレ其所ニ岩石ノ屹立スルヲ見テ錨ヲ投

セシモ錨鎖未タ張ルニ違アラステ船体岩石ニ觸レ三度打付ラレタル

後粉碎セルナリ

土耳其人ノ死体 土耳其人ノ死体ニシテ二十日夜迄ニ拾得シタル

モノハ其數九十六其内八十四個ハ檣野崎ニ埋葬シ残り十二個内一

個ハ串本村ニ埋葬シ其他ハ紀州海岸中其打揚ラレタル所ニ於テ埋葬ヲ行ヘリ又オスマンパシヤノ死体ハ未タ発見スルコトヲ得スアリベイ艦長軍醫一名ノ死体ハ既ニ拾得シテ同所ニ葬シリ

二十一日午後本官ハ加賀美軍医大監等發火兵一隊ト共ニ榎野崎ニ出張シ該島ヲ探検スルニ土耳其人ニ午當ヲ為セシ場所ハ大島村ノ一寺院ニシテ該寺院ニ四日間土耳其人ヲ置キ加療セシナリ埋葬ノ場所ハ榎野崎燈臺ノ側ニ於テ新ニ地ヲ拓キ茲ニオスマンパシヤノ假墓標アリベリ艦長ノ墳墓ヲ設ケ二十日夜マテニ其周圍ニ埋葬セシ土耳其人ハ七十九名ナリ土耳其軍艦ノ沈没セシ場所ハ榎野崎燈臺南ノ直下ニシテ船体ハ其形ヲ留メス粉砕シテ岩石ノ間ニ打上ラレタルナリ今マ下樁二本ノ半ハ浮ヒ半ハ沈ミ波間ニ漂フ所ヲ見レハ艦底ノ在ルハ蓋シ此所ナラン此亦岩石ノ間トス依テ燈臺番人ニ就キ當夜ノ天候ヲ聞クニ當夜ハ十五日ヨリ吹續タル東風吹キ夜ニ入りテ

而ヲ加ハ勢力凄澹ヲ極ノ九時半ニ至リ南東ニ変シ倍々勢カヲ
 加ヘタリト云ヒ其状況ヲ聞クニ當夜ハ風雨ノ為メ海上全ク暗黒ナリ
 シカ午後十時一人ノ土身其人満身血ニ塗シ突然當直室ニ来リシ
 モ当直者ハ其何人タルヲ知ラス言語通セス一時大ニ喫驚シ其為ス所
 ラ知ラザリシ然ルニ其裸ニシテ再々満身血ニ塗シタル土身其人ハ九名
 同室ニ来リタルヲ以テ初メテ遭難ノコトヲ知ルヲ得タリ直ニ大島樫野西
 村ニ人ヲ馳セ且兼テ備付タル藥品ヲ用ヒ負傷者ニ手當ヲ施シセリ
 其内天明ケ終ニ岩石ノ間ニ潜伏シアリタリト云フ者續々燈臺ニ来レ
 リト云フ又和歌山縣ニ於テハ該艦遭難ノ報ニ接スルヤ書記官現
 場ニ出張シ毎日人夫百名ヲ使役シ死体埋葬等ノ手順ヲ為シ艦
 長以上ハ一、薩尾ニ歛メ下士卒ハ箱ニ二名宛ヲ歛メ埋葬セリト云フ
 二十一日午後五時本官ハ發火兵ヲ引率シテ前日引揚シ土身其人
 死体ノ埋葬式ヲ行ヒ地方官モ之ニ立會セリ獨逸軍艦ニ於テハ

埋葬式ヲ行ハカリレナリ蓋シ天候ノ為ノ妨ケラレムリト云フ
 土身其人ノ死体ハ毎ニ海底ヨリ浮出ツル者續ク之レアリテ之ヲ引揚
 クルニ随テ其埋葬ヲ行ヒ大嶋榎野兩村ノ人民ハ男女ノ別ナク村ヲ
 攀ケテ土身其人救助ノ為ニ熱心ニカラ尽シ地方官モ亦督促奨励
 レ以テ之ヲ使役シ本官モ益々其搜索ニ盡カセンコトヲ地官ニ依頼セ
 リ然レトモ仍ホ考フルニ只ニ海底ニ没在シアル者ノミニ止ラス艦内所
 ニ挾マレ浮出ツルコト能ハサル者亦之レアラシ艦底ノ所在ハ深サ十尋
 許ニシテ且(ウ子リ)強キ所ナルヲ以テ極好ノ天候ニアラサレハ舟ヲ寄
 スルコトヲ得スト曷モ天候ノ好晴ヲ俟テ非常ノ困難ヲ凌クアラハ潜
 水器械ヲ以テ水底ヲ探検スルコトヲ得ヘシ又和歌山縣書記官ノ
 言ヲ聞クニ土身其軍艦ノ碎片ハ今マ岩石ノ間ニ堆積セリ若シ
 今後暴風ノ之ヲ襲フアラハ全ク散乱漂流シテ其往ク所ヲ知ラザ
 ルニ至ラン早ク其碎片ヲ聚拾スルコトニ内務大臣ノ訓令アラシコトヲ

洋

軍

希望スト本官ヲ放テ日遠ニ御處置ヲナシテ望ム

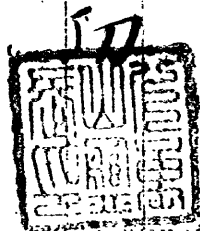
九月二十二日午前八時大嶋ヲ出帆ス該島ニ殘留セシ土身具二人ハ本
艦ニ搭載シテ神戸ニ伴ヘリ而シテ同日午後二時神戸ニ投錨ス

次官

土身格軍艦救助之由、本艦差遣セシテ、就テ
ハ其探検セシ所、実況ヲ等之通リニ有之、此
比段報告仕テ也

明治廿三年九月廿二日

軍艦長 海軍大臣之海



海軍大臣子爵樺山資紀殿

海

軍

九月二十日午前十時 大島港救船

二十日午前八時三十分榎野崎より距ル東方大約七海軍ノ処ニ士身其人ノ死体十七何ヲ発見ス其最初ニ発見セシ者ハ右ノ手首ニ袖ノ残片ヲ有セシヲ以テ之ヲ拾ヒ上テ其他ハ皆一々巨換セシモ裸体ニシテ印シナク腐敗甚レリ且ツ前途ヲ急クワ以テ捨テ、去ル

第一生死人救

大島ニ於テ當航着スルト同時ニ得タル郡長及村長ノ報告
郡長及村長ヨリノ報告ニ依リテ死ク免レテ救ヒ上ケラレタル者
耳其人ハ六十五人内士官一名衆長一名ハ神戶ニ先祭シ六
十五人ハ独逸軍艦ニ乗リテ九月二十日午後一時大島ヲ発

見テ船ヲ入レシセ其船領未幾んト違アラスシテ船体已シ岩
石ニ當リニ度打付ケラレタル活粉砕セリ

第四拾ヒ得タル死体ノ数

二十日夜迄ニ拾ヒ得タル死体ノ数ハ合計九十九人内ハ十
四何ハ葬リテ埋野濤ニアリ残り十三何ノ内一何ハ串本村ニ
葬リ其他ハ紀州海岸取ルニ於テ打上ケラレタル所ニ反葬
セリ

第五 オスマンパシヤ及アリベール船長

オスマンパシヤノ死体ハ(本船大島ヲ抜縮スル迄)見当ラスアリ
ベール船長及軍医一名ノ死体ハ拾ヒテ同処ニ葬ラレタリ

毎頁

本艦為ニ研究

才一、二十日午後艦長及加賀美匠造が發火兵一隊と共に埋野崎ニ出張ス

才二、土耳具人ヲ手取セシ場所、日向土耳具人ヲ置キテ加療セシ場所ハ大島村ノ一寺院ナリ

才三、埋葬地、埋野崎燈臺ノ側、石ヲ新クシ埋葬地ヲ拓キ茲ニオスマニパレヤノ役墓塚アリ、一ノ艦長ノ墓ヲ設ケ其周圍、二十日夜迄ニ葬リ終リシ者七十九名ノ墓アリ

才四、難破船ノ所在、艦ノ沈没セシハ埋野崎燈臺南ノ直下ニシテ艦體傳ハ其形ヲ留メズ微塵トシテ崖石ノ間ニ打上クシタリ

下槓ニ才半ハ字ニ半ハ沈ミ波ニ漂フ所ハ恐クシク人艦底ノ在ル所ヲラニ此所ニ在リ

海軍

海軍

二十五 燈台番ノ報ニ所十六日夜ノ天候、燈台番ノ報ニ所ニハ

十六日夜ハ十五日ヨリ吹キ流キル東風吹キ夜ノ入り雨ノ加工勢カ
津ノコカリシガ午後九時半頃、至リ南東ニ變シ馬ノ具知カ力

ヲ加工タリシト云フ

二十六 北伴片付ノ間ニ和歌山縣ノ処置、和歌山縣ヨリ書記官現

場ニ出張シ毎日人夫而名ヲ使ヒ北伴片付方ヲテス艦長以上ハ一々

雇入ノ下士卒ハ箱ニ二名宛ラ入レテ葬シ

二十七 埋葬式、二十一日午後七時艦長以下及地方官並合ヒ葬式兵

一小隊埋葬式ヲ行フ獨ニ軍艦ハ天氣ノ為メ妨ケラレテ可ラ

ヌサレリト云フ

二十八 士卒ノ名、此島ヲ得リシ之身重ニ名ハ奉賜、並ニ神代伊ヒ得リ

廿九 士卒具軍艦ノ始末方ニ付テノ所見、北伴ハ毎日海底ヨリ浮

ヒ上ル由 病艦内所々ニ扶コシテ浮ヒ得サ人者アハ可シ 艦底ノ沈ミ

所ハ深クナキ詩リシヲウチリ強キハ多ク好キ天気、極
 マカシバ舟ヲ寄セ難ト云モ候々見定ノ国難ヲ凌カバモナリ
 概概ノ水底ヲ探ルルヲ得可シ

方ナ 海軍大佐ノ命金銀収、 二十一日午後十一時大島村ニ到ル

日午 時矣ノ海軍大佐ノ命金銀収ニ

方ナ 燈名番口ト云耳其軍艦誰破ノ者夜ハ丸雨ノ音ノ悔上全
 ク暗星ナリシカ午頃十時一人ノ耳其人満身血ニ染ルルカ突如
 者直室ハ入り来シリ 若直者ハ其何人ナラシ知ラズ言流金ノ不
 コシラ一時大ニ驚キ當ノ所ヲ知ラカ内流ラ又九人等ノ毒種ニシ
 ラ満身血ニ染ルルカ入り来リ僅カニ其誰破アリシヲ知リ得ル
 此ヲ先ウ人ノ程野大島ニ村ニ馳セ又島ヲ滿ルルカ毒種ニシ
 用ヒルナ人ニ午也ウ施コメ内夜明テ流ルト又後夜先下ノ際
 ニ居リし初上リ来シリ

母
 宣

海 員

丙十三日 病指七馬の入水俣の河に後テ之ヲ葬しり且ツ墓ト

塚常ニ公カニ可キ旨地方官ニ相談シ置ケリ

丙十二日 大島村 櫻野村ノ任政ノ男女ノ別ヤク岸村ニ其ノ人

政助ノ墓ト熱心奉カレ居リ地方官亦督促ニ励ムノ色アリ

丙十一日 和歌山縣書記官ヨク土耳其筆船ノ碇行ハ今迄石

同、堆積山ヲセリ君此後暴風ノ甚クアリ今ノ故也

流シ去ル可シ今ノ内之ヲ取置テ何カノ訓令ヲ内務大臣ヨリ

御キタシト

丙十三日 大島定帆 二十二日午前十時大島ヨリ出帆

九月廿四日

長

海軍

海軍

海軍

海軍

海軍

海軍

土耳其軍艦救助之為、本船善處せしべし、
其探獲せし所、実況別紙に面す、有之、
此段報告仕成中

明治三十二年九月廿四日

人重山 長海軍佐三浦 功

横濱海軍鎮守府司令長官子爵仁禮正親

不日返

横鎮第 四之三三 號 廿六

海

軍

九月五日午前七時

大島砲投鐘

九月五日午前八時五分 檉野崎ヲ経ル東方大約七海里ノ處ニ
土身松人、死体七人のヲ発見ス。其最即ニ発見セシモノハ、
手首ニ袖ノ残片ヲ有セシヲ以テ之ヲ^推数上ガ其他ハ皆一トニ推
セシモ裸体ニシテ即チ腐敗甚ク且チ前進ヲ急クカ以テ推テ、
云ハ

大島ニ於テ當船着スルニ時ニ得テ即長及村長ヲ報告
第一生死人数

即長及ニ村長ヨリ報告セヨリ此ヲ以テ松ト上ラレタニ土身松
人ニ二十九人内士官三名 乗長三名 在リ 神戶ニ安葬シ六名
ハ独逸軍艦ニ乗リテ九月三日午前一時大島ヲ發シ神戶ニ至リ

母
父

海軍

殊^レニ名内^ニ名表^ハハ宣教師^ヲ釋^スシ
 猶^モ聖野崎^ノニ面^シテ專^ラク兵隊^ヲ檢査^シテ後^ニ又^モ六十九
 名中^ニ檢査^シテ傷^ムル者^ハ六十九名^ニ但^{シテ}輕傷^{ナリ}者^ハ全^ク健在^{ナリ}者
 少數^ニ止^マス

第二土兵林軍隊難破、時刻

土國軍隊、破^レ解^セシ土國人^ノ言^フ所^ニヨリ午後三時半^{ナリ}然^レ土國^ノ時刻^ハ改^メテ一般^ニ用^ヒテ所^ト同^シカニス土兵林^ノ三時半^ハ、
 英吉利^ノ九時半^ト云^フヲ以^テ見^ル所^ニ破^レ解^セシ時刻^ハ午後九時半
 云^フト云^フ種^ノコトヲ得^ル

第三船の、土國の世模様

午^ノ白^ク迄^ニ鐘^ヲ解^キ得^ル所^ニヨリ初^メハ兵隊^ハ聖野崎^ヲ距^ルん
 東^ノ西^ニ海^ノ里^ノ間^ニ控^メテピストレロド^ヲ折^リシカ^ラ為^リニ進^出具
 自由^ヲ失^シ凡^ク者^ハ燈^台ノ下^ニ流^サレ^テ来^リ後^ニ言^ハル^ル屹

多ク見テ錯り入しモ其錯鎖未ダ張んニ違ハラスニ船
体已ニ岩石ニ当リ三度打付ケラシキ後終碎セリ

第四捲ヒ上ケ得ルニ死体ノ數

二百箇ニ捲ヒ得ル死体ノ數ハ合計九十六のニラぬハ西側
ヨリ樺野崎ニ在リ降リ十三の内一船ハ串本打ニ葬リ其他ハ
紀伊海岸所々ニ打上ケラシキ所々ニ散葬セリ

第五オスマンパシヤノアリブー船長

オスマンパシヤノ死体ハ本終古島ヲ抵觸スル迄ニ見ラズ
アリブー船長及乗員一各ノ死体ハ捲ハレテ全所ニ散葬セリ

母 頁

平船ノ為ロニ探究

分一

二十日午後船長又加督夏匠監打發火兵一十隊ト共、櫻野崎
ニ出張ス

分二 土耳林人ノ古セル場所

田向土耳目人ヲ置キテ加療ヒシ場所ハ土島村ノ寺院ナリ

分三 埋茶地

櫻野崎燈台ノ側ニ在テ新ク埋茶地ヲ開キ茲ニオスマニバシヤ

ノ役標標アリ、船長ノ墓ヲ設ケ其周圍ニ三十日夜迄ノ茶

リ作りし者七十九名ノ墓アリ

分四 雅和船ノ所在

船ノ沈没セル櫻野崎燈台ノ南ノ直下ニシテ船体ハ其形ヲ留メス

三

海軍

徴塵ノナリテ先五ノ向、打上ケラシヨリ下橋ニ舟車ハ浮シ事ハ

沈シ波ノ際フ所ハ船底ノ在ル所ナリシニ此等岩層同ナリ

カニ燈臺番ノ報ニ所ナ六日夜ノ天候

燈臺番ノ報ニ所、依シバ十日夜ハ十九日ヨリ吹キ流キヨル

東風吹キ夜ノ入り雨ヲ加工勢力甚クシカリシガ午依ル時車頃

ニ至リ南東ニ変シ甚其勢力ヲ加エタリト云フ

カニ北侍行付ノ間ニ和歌山縣ノ処置

和歌山縣ヨリ書記官現場ニ出張シ毎日人夫百名ヲ使ヒ北侍

行付方ヲテ艦長以上一〇名入シ下士等ハ稱シニ名実ヲ入シテ

葬シ

獲

カニ埋葬式

二十日午五時艦長以下及地方官立后ニ發火兵一十隊埋葬式ヲ

行フ独ニ軍艦ハ天候ノ善クシ妨ケラシラ此式ヲ実リト云フ

星ヤリしが午後十時一人ノ土庫其人満身血ヲ保シ夕ニカ突如也直
 言ハ入り来リ右直有ハ見何人タルヲ知ラズ言 諸金多不 通シ
 時大ニ驚キ為之所ヲ知ラサル内 焼ケ又他人等ノ毒謀ニシテ満身
 血ヲ保シ夕ニカ入り来リ僅カニ其難破アリシヲ知り得タルヲ以テ先
 ヲ人ノ控野^内大島ニ村ニ馳ヒ又買ラ備エ付ケテ其毒品ヲ用ヒ
 此十人ト申者ヲ施スス夜明テ候キト又此夜岩下ニ潛シ居リシ
 者上リ来リ

カナニ甲

猶推シ得ルハ此体ハ得ルニ從テ之ヲ葬シ且リ蓋シ埋藏スルカ
 ニキ旨地方官ニ相談シ置ケル

カニニ乙

大島村程野村ノ住民ハ男女ノ別ナク皆村士耳且人救助ノ為メ
 ニ親心尽カシ居リ地方官モ亦皆從テ励ムノ色アリ

ヲナニノ内

和歌山縣書託官ヨリ之耳其軍艦、碎斤今峯在ノ向ニ據積
山ヲナリテ其後暴風ノ襲クマシバ金少散乱シテ流ニ去リ可
シ今ノ内ニテ取リ纏メ方何分ノ訓金ヲ内務大臣ヨリ仰キ
ト

知十三 大島生帆

二十一日午前八時大島ヲ出帆ス

海軍

第二主計官

大主計

ムスタファー、エフビンダ

右

機関士

大機関士

アウフ

エフビンダ

右

左

左

マホメット、マリ、ベ

左

樂長

中尉

エフビンダ

エフビンダ

左

寫字士

カ技士

ワシバ、イタル

ベ

左

祈禱官

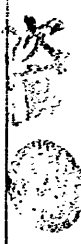
アリ

エフビンダ

左

右者救助口之ルニ身務軍艦等但士官之人名有之候
同以参考ノ為メ御通知申度且別紙ニ身其事務
沈没位置等、便面ニ御送付致候也

明治三十三年九月廿六日



三浦ハ雪山艦長

海軍

本為主事殿

海
軍

深淺用尺八尋



十月廿六

海軍省

大臣官房

横濱支三向行

神戸港

三浦八重山船長

海

軍